

2. 研究レポート

(1) 竹島問題の総括（後篇）

下條正男

前回、第五期「中間報告書」では「竹島問題の総括」と題して、竹島を韓国領とする韓国側の主張がなぜ正しくないのか、その問題点を明らかにした。

今回の『最終報告書』では、2010年に独島調査研究会が「大韓民国領土研究叢書V」として刊行した『日本外務省の竹島問題の概容批判』について、その文献解釈の誤りを明らかにするものである。

この『日本外務省の竹島問題の概容批判』は、島根県竹島問題研究会の第一期最終報告書の提出を受け、外務省が2008年に公刊した『竹島問題を理解するための10のポイント』に対する批判を目的として出版されたものである。そこでは島根大学名誉教授だった故内藤正中氏と朴柄渉氏、柳美林氏等の論稿に依拠して、外務省の『竹島問題を理解するための10のポイント』批判がなされている。

その論拠の一つにされたのが、島根大学名誉教授の内藤正中氏が2008年6月、韓国の『独島研究』（第4号）に発表した「竹島問題の問題点 - 日本外務省『竹島』批判」を同年10月、急きょ『竹島=独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』として刊行した小冊子である。

そこで内藤氏が主に批判しているのが、『竹島問題を理解するための10のポイント』の中の「ポイント2」である。内藤正中氏はその小冊子で、「パンフレットの記述は、ウェブサイトと同じものが多いなかで、この項目だけは記述を全面的に改訂し、一部の研究者が主張している新説を紹介するなどという特徴が見られ、現在の外務省の基本姿勢がうかがわれる」として、外務省の『竹島問題を理解するための10のポイント』全体を「ひどいひど過ぎる」と論難したのである。

その内藤正中氏が「一部の研究者」とした研究者とは、私のことを指している。その中で内藤正中氏が、「わざわざ『批判する研究もあります』と、ここだけ異説を取り上げた外務省の意図がわからない」とした異説とは、1996年から1998年にかけて韓国国防大学校教授の金柄烈氏と韓国の『韓国論壇』誌上（注1）で論争した際に、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が改竄されていた事実を明らかにした拙稿のことである。

さらに『日本外務省の竹島問題の概容批判』で、その拙稿を批判する論拠とされているのが朴柄渉氏と柳美林氏の論稿（注2）である。両者による下條批判は、その後、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」を否定する際の論拠にされることが多くなり、前回の「竹島問題の総括」でも紹介した鄭秉峻氏の『独島1947年』では、その朴柄渉氏の下條評に倣って、私を「学問的厳密性や正確性が劣っているが、大学に勤めている研究者として、日本の外務省の主張に合わせ、大衆的な研究と活動を展開するほとんど唯一の人物」などと評していたのである。

だが鄭秉峻氏の『独島1947年』には重大な事実誤認があった。朴柄渉氏の下條評を鵜呑みにして、私が「日本の外務省の主張に合わせ」としているとしているが、外務省の小冊子では、拙稿を前提として、次のように記しているからである。

韓国側は、『東国文献備考』、『増補文献備考』、『萬機要覧』に引用された『輿地志』（1656

年)を根拠に、「于山島は日本の松島(現在の竹島)である」と主張しています。これに対し、『輿地志』の本来の記述は、于山島と鬱陵島は同一の島としており、『東国文献備考』等の記述は『輿地志』から直接、正しく引用したものではないと批判する研究もあります。その研究は、『東国文献備考』等の記述は安龍福の信憑性の低い供述(5. 参照)を無批判に取り入れた別の文献(『疆界考』(『疆域誌』)、1756 年)を底本にしていると指摘しています。

鄭秉峻氏が、この『竹島問題を理解するための 10 のポイントの』の「ポイント 2」を読んでも、私が「日本の外務省の主張に合わせ」としているとは書くことはなかったはずである。鄭秉峻氏は、『竹島問題を理解するための 10 のポイント』を確認することなく、朴炳涉氏の下條評に従ったのであろう。これは『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者も同様であった。『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、その「改竄説」を日本政府の見解ともして拙稿と「日本」とを混同し、争点を明確にすることなく外務省の『竹島問題を理解するための 10 のポイント』批判をしているからである。

そこでその間、朴炳涉氏と柳美林氏の論稿に対する反論は最小限に済ませ、その両者の見解が竹島(独島)を韓国領とする韓国側の竹島研究に浸透し、『東国文献備考』(「輿地考」)の分註の「改竄説」を批判する論拠として拡散されるのを待つことにしたのである。それは『独島 1947 年』で「学問的厳密性や正確性が劣っている」とした鄭秉峻氏のように、朴炳涉氏や柳美林氏の下條批判に依拠して、「改竄説」を論難しているものがあれば、それは『東国文献備考』(「輿地考」)の分註の「改竄説」に対して、「学問的厳密性や正確性」を欠いた論稿と断ずる判断基準にできるからである。

それに『東国文献備考』(「輿地考」)の分註の「改竄説」に対して、内藤正中氏、朴炳涉氏、柳美林氏が何故、必死に反論したのか、この事実こそが重要だからである。それは『東国文献備考』(「輿地考」)の分註の「改竄説」が、それだけ韓国側の竹島(独島)研究にとっては不都合な事実だということである。

その『東国文献備考』(「輿地考」)の分註は、韓国側の竹島研究にとって古文獻の中にある于山島を「松島」(独島)とする唯一の文獻であった。その于山島を「松島」(独島)とする唯一の論拠が改竄されていたとなれば、独島は 512 年から韓国領だったとする主張もできなくなるのである。そのため 2008 年 10 月、内藤正中氏が『竹島=独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』を出版すると、翌年 2 月には韓国の「東北アジア歴史財団」が韓国語訳を支援した韓国語版の『韓日間独島 - 竹島論戦の実体』が、韓国国内で刊行されたのである。

その刊行は、内藤正中氏と同じく、朴炳涉氏が『独島研究』(注 3)所収の論稿(「下條正男の論説を分析する」)で、外務省のパンフレットは「明らかに下條の論説が引用されていたのである」として、下條批判をしたこととも関係していた。それは朴炳涉氏と内藤正中氏の共著である『竹島=独島論争』(注 4)が 2007 年 3 月に日本で出版されており、そこでも両者による下條批判が行なわれていたからである。そしてその『竹島=独島論争』は、2009 年、韓国の国会図書館から英語版『The Dokdo/Takesima Controversy』として刊行され、それが世界の国会図書館に配付されたのである。

だがこの英語版の『竹島=独島論争』の刊行は、将来、日本政府が竹島問題の解決に本格的に取り組んだ時には韓国側の誤った竹島認識の証拠として、効果的に活用することができるのであ

る。

そこで本稿では、2010 年に独島調査研究会が刊行した『日本外務省の竹島問題の概容批判』の中で、その朴炳渉氏と柳美林氏の下條批判を論拠としている事実を踏まえ、それが『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」批判に際して、いかに誤った論理を提供していたのかを明らかにしたのである。

(1)『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」

1997 年、『韓国論壇』誌上で金柄烈氏と論争した際に、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」を主張したのは、確証があつてのことであつた。

『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、韓国側の竹島研究で文献中の于山島を「松島」（独島）とする際の唯一の論拠とされてきた。そこには「輿地志に云う、鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」とした記述があることから、竹島を韓国領とする研究者達はその分註に依拠して独島を鬱陵島（于山国）の属島とし、512 年から韓国領になっていたと解釈したのである。

しかし引用文の原典とされる『東国輿地志』を確認すると、そこには分註のような記述はなく、分註の中の引用文は原典とは明らかに違っていた。これは引用文が書き換えられていたことを意味した。それを柳美林氏は「改竄」ではなく「改撰」であるとして反論（注 5）したが、後述するように、『東国文献備考』が編纂された際に、その底本とされた『疆域誌』には「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と引用されていたのである。底本の段階では「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と引用されていたものが、それが分註となる過程で「輿地志云、鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」とされていたのである。

『東国輿地志』からの引用文が、分註とされる段階で原典とは異なった文言になっていれば、普通それを「改竄」というのである。柳美林氏の「改撰説」は、ためにする反論だったのである。

これは朴炳渉氏の「改竄説」批判も同断である。朴炳渉氏は、『新增東国輿地勝覧』を写した『東国輿地志』では、その本文では于山島と鬱陵島を二島としているとし（注 6）、それが『疆域誌』では「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と記述されていたとしても、『東国輿地志』の本文では于山島と鬱陵島を別の二島としているので、下條の「改竄説」は当たらないと反論したのである。

だがその朴炳渉氏の批判は、『新增東国輿地勝覧』を写した『東国輿地志』の記述を恣意的に解釈しただけで、「改竄論」とは全く関係のない詭弁だったのである。それは申景濬の『疆域誌』では、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写し、その中で申景濬自身が『東国輿地志』から「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と引用していたからである。それを『東国輿地志』では、その本文では于山島と鬱陵島を二島としている」などとして、争点をずらそうとしていたのは、それだけ「改竄説」が朴炳渉氏にとっては不都合な事実だったのである。

『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」に関しては、朴炳渉氏のように『東国文献備考』の「輿地考」が編纂される過程で、その底本とされた申景濬の『疆域誌』に対する文献批判を怠る限り、「改竄説」の意味は理解できないのである。

何故なら、「改竄説」の根幹は、李孟休の『春官志』（鬱陵島争界）を謄写し、それを恣意的に抄録した申景濬の『疆域誌』では、于山島と鬱陵島を同島異名としていた李孟休の按語に対して、「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」を『東国輿地志』から引用し、申景濬自身の按語に于山島と

鬱陵島を別の二島とする自説を書き込んだ事実こそあるからだ。

朴炳涉氏の批判は、その根幹的な事実には触れることなく、「改竄説」とは全く関係のない事例を挙げて、あえて「改竄説」を封印しようとしていたのである。これは朴炳涉氏が、李孟休の『春官志』（鬱陵島争界）と申景濬の『疆域誌』を読んでいないか、正確に読めていなかったからなのである。

李孟休の『春官志』（鬱陵島争界）を謄写した申景濬が、李孟休の按語に対して自ら按語を書き込んでいた事実こそが「改竄説」の核心だからである。それを朴炳涉氏がその核心には言及せず、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」を必死に否定しようとするのは、朴炳涉氏にとっては「改竄説」がそれだけ不都合だったからである。

それは申景濬の按語が、『東国文献備考』の「輿地考」（鬱陵島）が編纂される過程で、分註の「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」の底本であったことは確かな事実だからである。

しかし申景濬の按語で「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と引用されていた文言を『東国文献備考』の「輿地考」では「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」と書き換えられた経緯については、朴炳涉氏、柳美林氏に限らず、内藤正中氏もまた反証を怠ったままなのである。それに代わって柳美林氏は、拙稿の「改竄説」を「改撰」だったとしたが、『東国文献備考』の編纂事業は短日時で終えており、「改撰」という段階にも至っていなかったのである。それに改竄と改撰の意味は全く違うのである。

事実、英祖 46 年（1770 年）正月 11 日、英祖から『東国文献備考』の編纂を命じられた金応淳は、その六日後には英祖に上疏（註 7）して、編纂方針の変更を求めている。それは「我が東（朝鮮）の文献、訛を以って訛を伝え、今に徴すべからず」とする理由からであった。

『東国文献備考』の編纂を命じられた金応淳は、朝鮮の文献は訛伝が多く、信憑性に乏しい。そこで金応淳は、一、二年ほど文献や史料を検討した後、編纂事業をすすめるべきだとしたのである。

だが金応淳の提案は採用されることなく、『東国文献備考』（百卷四十冊）は五ヶ月という極めて短い編修期間を経て、刊行されたのである。当然、その編纂事業も杜撰にならざるを得なかった。そしてそれは『東国文献備考』の「輿地考」の場合も、例外ではなかったのである。申景濬の按語は、『東国文献備考』の「輿地考」が編纂される過程で別人の手によって修文され、それが現在の分註になっていたからである。

それを示しているのが『承政院日記』の「英祖四十二年閏五月二日条」である。同条によると、申景濬の『疆界誌』が『東国文献備考』（「輿地考」）の底本として編集される過程では「景濬、草創シテ、啓禧、潤色ス」として、洪啓禧が『疆界誌』の記事を潤色したとしているからである（註 8）。この事実は申景濬が『疆界誌』を著述して、洪啓禧が申景濬の按語をその趣旨にそって要約し、それを分註にしていたということなのである。その「潤色」を「改撰」とするのは、事実には悖る表現である。ここで問題にされなければならないのは、申景濬の按語が分註にされていた事実なのである。それを「改撰」とするのは朴炳涉氏と同様、柳美林氏も李孟休の『春官志』（鬱陵島争界）と申景濬の『疆域誌』との関係についての知見を欠いていたからである。

それに申景濬の『疆界誌』を底本とした『東国文献備考』（「輿地考」）所収の「蔚珍県条」は、李孟休の『春官志』（鬱陵島争界）の字句を一部修文して上梓されていたのである。それを示しているのが、申景濬の『疆界誌』を洪啓禧が「潤色」したとする『承政院日記』の「英祖四十二

年閏五月二日条」だったのである。

その『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、申景濬の按語に記されていた「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」を、洪啓禧が「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」と修文し、あたかも『輿地志』からの引用文のようにしていたのである。

この事実については前回の「竹島問題の総括」でも述べたが、この「改竄説」で重要なポイントは、『春官志』で于山島と鬱陵島を同島異名とした李孟休の按語に対して、申景濬が于山島と鬱陵島を別々の島とし、その于山島を「一則倭所謂松島」としたのは何故なのか、それを明らかにすることにあったのである。

（2）「倭所謂松島」となった背景

そこで前回の「竹島問題の総括」で明らかにしたのは、その「倭所謂松島」が安龍福の虚偽の供述に由来し、1696 年の安龍福による鳥取藩への密航事件を契機として、その于山島が鬱陵島の東 2 キロほどの所にある竹嶼にされていた事実である。

それは『東国文献備考』（「輿地考」）で「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」とし、于山島が松島にされた分註は、安龍福の虚偽の供述に依拠して申景濬が按語に「一則倭所謂松島」と書き、その按語を基にして、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註では『東国輿地志』からの引用文までが、申景濬の按語の主旨にそって改竄されていたということなのである。

この「改竄説」については、1997 年に韓国の『韓国論壇』誌上で明かにし、その時の拙稿は論争相手であった金柄烈氏が『独島か竹島か』（1997 年）、『独島論争』（2001 年）等（注 9）に転載しているので、韓国の独島研究者達にも触れる機会があったはずである。

だが韓国側の竹島研究では、その「改竄説」を論じた拙稿について言及したものは一部の例外を除いて、朴炳渉氏と柳美林氏の外には寡聞にして知らないのである。そのため拙稿の「改竄説」に対する批判は、必然的に朴炳渉氏と柳美林氏の下條批判を通じてなされているのである。

それは『東国文献備考』（「輿地考」）の分註を根拠に、文献上の于山島を機械的に竹島としてきた韓国側の竹島研究にとって、朴炳渉氏と柳美林氏による「改竄説」批判の論理は、便利な下條批判にも使われてきたということでもあった。

それに、内藤正中氏や朴炳渉氏、柳美林氏の場合、他の研究者たちとは少し事情が違っていたのである。その「改竄説」が 2008 年、外務省が公刊した『竹島問題を理解するための 10 のポイント』の「ポイント 2」で紹介されたことから、それまでは個人的な主張に過ぎなかった拙稿の「改竄説」が、日本政府の見解の一部にされたからである。

そこで内藤正中氏は、その「改竄説」を「一部の研究者が主張している新説」とし、「異説」とすることで、その排除に努めたのである。内藤氏にとっては、その「新説」と「異説」が『竹島問題を理解するための 10 のポイント』の「ポイント 2」に載せられたことで、于山島を韓国領とする論拠が問題にされ、危機感を抱いたのであろう。

現に内藤正中氏は、『竹島=独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』の「あとがき」で、「私は歴史を研究する日本人として、何よりも歴史の事実を尊重すべきだと訴えたい。竹島の問題は、歴史的事実にもとづいて解決の道筋が明らかになるのである。外務省の主張のように、史実とかけ離れたところで勝手な論議をしているようでは、問題は解決されないと言わなければならない。私は日本国の名誉のために、史実に基づいて歴史を解明する意図から本書を執筆した」として、感情的な反論に終始していることからその狼狽ぶりが窺えるのである。

これは「何よりも歴史の事実を尊重すべきだと」する内藤氏自身が、「史実とかけ離れたところで勝手な論議を」していたからである。その内藤氏が主に反発したのは、外務省の小冊子『竹島問題を理解するための10のポイント』の「ポイント2」の「②」と、「改竄説」に触れた「ポイント2」の「③」である。その「ポイント2」の「②」では、次のように記されているからである。

「②」『三国史記』（1145年）には、于山国であった鬱陵島が512年に新羅に帰属したという記述はあるが、「于山島」についての記述はない。その他の古文獻中にある「于山島」の記述には、竹島の実情に合致せず、むしろ鬱陵島を思わせるものになっている。

この「ポイント2」の「②」に対して、内藤正中氏は于山国には于山島が含まれていたのだとして、次のように反論したのである。

「②」のように、『三国史記』に「于山島」についての記述があるなどとは、韓国では誰も主張していない。何をもとにして外務省はそのようなことをいうのかわからない。鬱陵島については記述があるが、それ以外の島についての言及はないのである。したがって、そのことをもって、「今日の竹島は于山国に含まれてはいなかったとするのが、『三国史記』の記述に沿った読み方である」などという者もいるが、言及がないということから、于山島が于山国に含まれていなかったと断言するわけにはゆかないのである。

だが内藤正中氏本人は、根拠のない反論をしていたのである。それは2005年6月、韓国政府直属の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」の広報小冊子『独島：6世紀以来韓国の領土』では、于山国について、次のように記しているからである。

独島に関する最初の記録は西紀512年に新羅の異斯夫が木で作った獅子を利用した計略で于山国を征服したというのは三国史記の記録である。当時、于山国の領土は鬱陵島本島とその附属島嶼である独島などで構成されており、東海に鬱陵島と独島の二つの島が存在していた。

ここでは直接、独島を于山島とはしていないが、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」では、于山国は「鬱陵島本島とその附属島嶼である独島などで構成」されているとしたのである。そしてその論拠とされていたのが『東国文献備考』（「輿地考」）の分註（「輿地志に云う、鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」）である（註10）。その分註では、于山島と鬱陵島はいずれも于山国の地で、于山島は倭のいわゆる松島（竹島）としているからで、その分註が改竄されていたとすれば、于山島が于山国に含まれていなかったことが明らかになってしまうからである。

ここで内藤正中氏が、「于山島が于山国に含まれていなかったと断言するわけにはゆかないのである」とした理由は、拙稿では、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註にある「鬱陵于山皆于山国の地」も改竄されていたとしているからなのである。

だが内藤氏の反論には何ら根拠がなかったのである。それは『三国史記』と『三国遺事』では、

于山国の疆域をそれぞれ「地方一百里」、「周回二万六千七百三十歩」と明記しているからである。これは于山国の疆域は鬱陵島一島に限られており、「倭所謂松島」を鬱陵島の属島とすることは最初から無理があったからである。内藤正中氏は、ここで不用意に反論したことで、逆にみずから窮地に立たせてしまったのである。

それに『東国輿地志』を確認してみれば、そこには「鬱陵・于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」とした記述がないことは明らかな事実だからである。これは、韓国側が于山島を松島（竹島）とする際に依拠する唯一の文献だった『東国文献備考』（「輿地考」）の「分註」が書き換えられていたということの現実なのである。

そこで以下、拙稿の「改竄説」と関連して、独島調査研究会が「大韓民国領土研究叢書Ⅴ」として刊行した『日本外務省の竹島問題の概容批判』の概容について述べながら、朴炳渉氏等の下條批判の問題点についても明らかにすることにした。

(3)「改竄説」に対する批判とその問題点

『独島研究』（4号）で下條批判をした朴炳渉氏は、『独島研究』（7号）にも、新たに「下條正男の論説を分析する（2）」を発表し、それを次のように要約している。

1. 『東国文献備考』改竄説

下條正男の主張する『東国文献備考』改竄説には数々の疑問がある。まず、李盟休『春官志』は于山鬱陵一島説ではない。下條は『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視して、『春官志』（「鬱陵島争界」）では、于山島を鬱陵島としていた」とする誤った結論を導いた。次に下條は『東国輿地志』に書かれていた「于山島鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視して『東国輿地志』は「于山島と鬱陵島は同じ島の別の呼び方（同島異名）」と強弁した。このように恣意的な資料引用にもとづく下條の『東国文献備考』改竄説は成り立たない。さらに、『東国文献備考』に引用された「輿地志」の原文についての考察を行なう。

ここで朴炳渉氏は、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が改竄されていたとする拙稿に対して、「数々の問題がある」として、次の二点を根拠に「改竄説」を批判したのである。

- (1) 李盟休『春官志』は于山鬱陵一島説ではない。下條は『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視して、『春官志』（「鬱陵島争界」）では、于山島を鬱陵島としていた」とする誤った結論を導いた。
- (2) 下條は『東国輿地志』に書かれていた「于山島鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視して『東国輿地志』は「于山島と鬱陵島は同じ島の別の呼び方（同島異名）」と強弁した。

だがこの二点が何故、「下條正男の主張する『東国文献備考』改竄説には数々の疑問がある」とする証拠になるのか、理解ができないのである。これは朴炳渉氏が、拙稿で述べた『東国文献備考』（「輿地考」）の「分註」の「改竄説」を正確に読んでいないか、故意に曲解しているからである。拙稿では、『東国文献備考』（「輿地考」）の「分註」は、申景濬の『疆界誌』に記された

申景濬の按語を基にしていた事実を明らかにしており、『東国輿地志』に書かれていた「于山島 鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述は、全く関係がないからである。

さらにその申景濬の按語は、李孟休の『春官志』を謄写して、李孟休が于山島と鬱陵島を同島異名としていた李孟休の按語に対する申景濬の異見であった事実についても明らかにしていたはずである。それを朴炳渉氏は、「下條は『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視して、『春官志』（「鬱陵島争界」）では、于山島を鬱陵島としていた」とする誤った結論を導いた」としているが、申景濬が按語を書き入っていた箇所は、後に述べるように、李孟休が「于山、羽陵、蔚陵、武陵、礮竹島に至りては皆音号転訛して、然るなり」とした李孟休の按語が記されていた部分である。

それを朴炳渉氏は、その事実に対する反論ではなく、その「改竄説」とは全く関係のない争点を作り出し（注 11）、下條は、(1)『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視した。下條は、(2)『東国輿地志』に書かれていた「于山島 鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視したとして、それで拙稿の「改竄説」に対する反論ができたと錯覚しているのである。

だが朴氏が問題とした(1)と(2)はいずれも『新增東国輿地勝覧』からの引用文である。それを李孟休の見解とするのは、文献批判というものを理解していないからである。

そのため朴炳渉氏は、『疆界誌』（「鬱陵島」）に記された申景濬の按語と李孟休が『春官志』（「鬱陵島争界」）に記した按語との関係については触れることなく、それとは全く関係のない(1)と(2)を論拠として、下條批判のしたつもりでいるのである。

朴炳渉氏としては、申景濬が「于山島と鬱陵島を別の二島」と按語に記したのは、申景濬が謄写した李孟休の『春官志』では、李孟休がその按語で、于山島と鬱陵島を同島異名としていたことに対して、そこに申景濬が私見を書き込んでいた事実を封殺したかったのであろう。

申景濬が李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写し、自らの『疆界誌』（「鬱陵島」）に按語を記した箇所には、李孟休の按語が次のように記されていたのである。

蓋是島以其産竹也故謂竹島有三峯也故謂三峯島至^{于山}羽陵蔚陵武陵礮竹皆音号転訛而然也。（けだしこの島、その竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯ありてか三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、礮竹島に至りては皆音号転訛して、然るなり）

これは李孟休が『春官志』（「鬱陵島争界」）に記した按語の内の一部である。李孟休はそこで鬱陵島について述べる中で、「于山、羽陵、蔚陵、武陵、礮竹は皆、音号が転訛したもの」として、羽陵島、蔚陵島などと同様、于山島を鬱陵島の別称としていたのである。

その李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）の当該箇所に対して、申景濬は自著の『疆界誌』（「鬱陵島」）の当該箇所に、自身の私見を次のように書き込んでいたのである。

（ここでは敢えて原文と同じく白文で記した。それは韓国側の竹島研究ではこの申景濬の按語の読み方を巡っていくつかの見解があるとして、正解がないとしているからである）

按輿地志云一説于山鬱陵本一島而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也

この申景濬の按語について、韓国側では様々な読み方があるとしているが、それは後述するよ

うに、申景濬の按語に引用された「輿地志」からの引用文を『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の文意に合わせ、于山島と鬱陵島を「二島也一則倭所謂松島」（二島なり、一つは則ち倭の所謂松島）までと読めば、『東国輿地志』からの引用を「一説于山鬱陵本一島」とした「改竄説」を封印できると錯覚したからである。

だがそれは朴炳涉氏が、文献を恣意的に解釈していただけたことである。李孟休が『春官志』に記した按語は、李孟休自身が書いたもので、申景濬が『疆界誌』に記した按語の中の『輿地志』も、申景濬が自説を展開するために自ら引用したものだからである。

それを下條は(1)『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視し、(2)『東国輿地志』に書かれていた「于山島鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視したとして、李孟休の見解とは全く関係のない記述を問題にしたのは、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註の「改竄説」の封印を目的とした反論だったからである。

この朴炳涉氏の反論は、拙稿の「改竄説」のみならず、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）と申景濬の『疆界誌』（「鬱陵島」）が正確に読めていない状況で、無理やり『東国文献備考』（「輿地考」）の分註に対する「改竄説」を否定しようとした結果である。

その事実については、『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者が、朴炳涉氏の「下條正男の論説を分析する(2)」に依拠して、「韓国文献の『輿地志云』及び日本の詭弁」と題して述べた中で確認ができるのである。やや長文の引用になるが、そこでは朴炳涉氏の論稿を根拠として、次のような日本とも下條とも区別のつかない批判を行っているのである。

③韓国文献の「輿地志云」及び日本の詭弁

日本は、「輿地志云・・・于山則倭所謂松島・・・」が叙述されている東国文献備考等が「輿地志云」という引用文を文頭に置いている柳馨遠の東国輿地志を根拠としていると主張しているが、これは文頭にとらわれた論争のための論争で、詳細な記録を見て正しく解釈できない場合、著者の叙述意図、すなわち意思伝達意図を少しも考慮しない間違った解釈で人為的な解釈に過ぎない。

日本は申景濬の『疆界考』「按輿地志云 一説于山鬱陵本一島而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也」という記録の「按輿地志云」を根拠として、「一則倭所謂松島」を単純に解釈している。しかし一般的に古文書は日本だけでなく、韓国と中国でも句読点がない。従ってこの場合にも分註のどこまでが引用で、どこからが申景濬の見解なのかが明白ではない。

ここで『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者が問題にしているのは、申景濬の按語には句読点がないため、申景濬の按語に引用された「東国輿地志」からの引用文がどこまでなのかが明らかでない、ということである。それは「下條正男の論説を分析する(2)」の中で、朴炳涉氏が、申景濬の按語には次の三様の解釈があるとして、あたかも異なる読み方が存在するかのようには述べているからである。そこで『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、朴炳涉氏の「下條正男の論説を分析する(2)」からそれを次のように写していたのである。

原文 「按輿地志云一説于山鬱陵本一島。而考諸図誌二島也。一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也」

宋炳基「一説に于山、鬱陵は、本一島。しかるに諸図誌を考えるに二島なり。一つは則ち
いわゆる松島、けだし二島ともに于山国なり」

柳美林「一説に于山、鬱陵は、本一島。しかるに諸図誌を考えるに二島なり。一つは則ち
いわゆる松島、」

下條正男「一説に于山、鬱陵は、本一島」(注 12)

『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、上記のように、朴炳渉氏の見解をそのまま自著に写し、「一般的に古文書は日本だけでなく、韓国と中国でも句読点は一切ない。従ってこの場合にも分註のどこまでが引用で、どこからが申景濬の見解なのかが明白ではない」として、『東国輿地志』からの引用文を「一説于山鬱陵本一島」とした拙稿を批判したのである。

だがこの句読点の有無を理由とした反論は、意味のない詭弁なのである。李孟休と申景濬の按語は、いずれも句読点のない白文で書かれているからである。申景濬はその白文の李孟休の按語を普通に読み、自らの按語を普通に句読点のない白文で記しているからである。

それを「分註のどこまでが引用で、どこからが申景濬の見解なのかが明白ではない」とするのは、漢文が読めていないだけのことで、あえて句読点を問題にするまでもないのである。それにその白文で書かれた申景濬の按語も、それがどのような経緯で書かれることになったのか、その背景を考慮して読めば、その解釈は難しいものではないからである。

それは申景濬が『疆界誌』(「鬱陵島」)で按語を記したのは、申景濬が謄写し、抄録した李孟休の『春官志』(「鬱陵島争界」)では「于山・羽陵・蔚陵・武陵・礪竹、皆音号転訛して然るなり」として、于山島を鬱陵島の別称としていたからである。

その李孟休の按語に対して、申景濬には異見があったのである。そこで申景濬は、自らの見解を按語として、「按輿地志云一説于山鬱陵本一島而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也」と記していたのである。そこで申景濬は、于山島を鬱陵島の別称とする李孟休に対して、「諸図誌を見ると于山島と鬱陵島は別の二島である。その一つは、所謂倭の松島と言われるもので、おそらくその于山島と鬱陵島の二島は、于山国なのであろう」と記していたのである。

とすれば申景濬の私見は「而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也」とした部分になるのである。

であればその前文の「輿地志云一説于山鬱陵本一島」は、必然的に『東国輿地志』からの引用文としなければならないのである。すると申景濬の按語は、次のように読めばよいのである。

「按ずるに、輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島。而(しかるに)諸図誌を考えるに二島なり。一つは則ち、倭の所謂松島にして、蓋し二島は俱にこれ于山国なり」

「按輿地志云一説于山鬱陵本一島而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国」

この申景濬の按語は、「輿地志云一説于山鬱陵本一島」とした前文と、それを受けた後文の「而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国」で構成されている、ということなのである。それにこの按語を解釈する時に注意して読まなければならないのが網掛した而である。接続助詞の「而」には、単純接続、順接、逆接の使い方があるからである。そこで申景濬の按語をみると、そこには二つの「而」が記されている。前者の「而」は、按語の文意を考慮すると「逆接」とし

て読み、後者の「而」は単純接続として解釈するのである。従って、申景濬の按語は、次のように読まなければならないのである。

按ずるに、輿地志では、一説に于山麓陵本一島としている。だが（しかるに）諸図や地誌を考えると二島になっている。一つは則ち倭の所謂松島で、おそらく二島はともに于山国であろう。

この読み方は、拙稿で「改竄説」を明らかにした 1997 年以來の解釈である。その他の読み方はないのである。申景濬がこの按語で、『東国輿地志』から引用していたのは「一説に于山麓陵本一島」である。それに続く後文の「諸図や地誌を考えると二島になっている。一つは則ち倭の所謂松島で、おそらく二島はともに于山国であろう」は、申景濬の私見なのである。

これは朴炳渉氏が挙げた宋炳基氏と柳美林氏の解釈は、いずれも誤った解釈であったということである。それに朴炳渉氏が、「分註のどこまでが引用で、どこからが申景濬の見解なのかが明白ではない」としていたのは、鄭秉峻氏が朴炳渉氏の下條評に倣って、私を「学問的厳密性や正確性が劣っている」と批判したのと同様、朴炳渉氏自身、白文が読めていなかったからなのである。

そこで朴炳渉氏は、「下條正男の論説を分析する (2)」の中で、下條は『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視したとし、下條は『東国輿地志』に書かれていた「于山島麓陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視したと強弁して、「下條正男の主張する『東国文献備考』改竄説には数々の疑問がある」としたのである。その際、朴炳渉氏は、宋炳基氏と柳美林氏の文献解釈を列挙して、拙稿の「改竄説」を封印しようとしたが、宋炳基氏と柳美林氏も申景濬の按語が読めていなかったのである。

『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、その朴炳渉氏の「下條正男の論説を分析する (2)」等に依拠したことで、逆に根拠のない批判をして、自ら墓穴を掘っていたのである。

(4)「考諸図誌二島也。一則倭所謂松島」について

だが『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、拙稿の「改竄説」を批判し、申景濬の按語について論ずるなら、次の二点を明らかにした後でも遅くはなかったのである。一つは、申景濬が「考諸図誌二島也。一則倭所謂松島」として、その論拠としていた「諸図誌」について明らかにすること。もう一つが、申景濬は何故、その「諸図誌」によって「一則倭所謂松島」としたのかの二点である。

だが『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者をはじめとして朴炳渉氏、柳美林氏等は、申景濬が「一則倭所謂松島」とする際に論拠としていた「諸図誌」について、それがどのような地図だったのかは論じていないのである。

そこで前回、「竹島問題の総括」で明らかにしたのは、「諸図誌」は、安龍福による鳥取藩への密航事件を契機に、朝鮮政府が麓陵島に派遣した搜討使が作図させた「麓陵島図形」由来の「麓陵島図」としたのである。

特に 1711 年、搜討使の朴錫昌が復命した「麓陵島図形」では、麓陵島の東隣りに「所謂于山島」(注 13) と表記されたことから、鄭尚驥の「東国大地図」(18 世紀中期)でも麓陵島の近くに于山島が描かれることになったからである。

安龍福の密航事件を契機として、「朝鮮全図」や「鬱陵島図」では、確かに鬱陵島と于山島の二島が描かれているからである。それは朴錫昌の『鬱陵島図形』系統の「鬱陵島図」が、鄭尚駿の『東国大地図』（18世紀中期）をはじめとして、『我国総図』（18世紀後期）等で描かれている鬱陵島と于山島の基図になっていたからである。

これは地図帖の『輿地図』、『広輿図』、『海東地図』等では、「慶尚道図」、「江原道図」、「京畿道図」等の「八道分図」とともに、朴錫昌の『鬱陵島図形』系統の「鬱陵島図」（注14）が収録されている事実からもいえるのである。

ただし、そこに描かれている于山島は、松島（独島）ではなかったのである。これも前回の「竹島問題の総括」で明らかにしたように、その于山島は鬱陵島の東2キロにある竹嶼のことである。これは申景濬が按語で、「諸図誌」を考えて「一則倭所謂松島」とし、「蓋し二島は俱にこれ于山国」とした于山島は、松島（独島）ではなく、鬱陵島近くの竹嶼であったということなのである。

それを申景濬が、「一則倭所謂松島」としたのは、「松島即芋山島爾不聞芋山亦我境乎」とした安龍福の供述に無批判に従って、その芋山島（于山島）を松島としていたからである。

それは申景濬が謄写し、抄録した李孟休の『春官志』の「鬱陵島争界」では、1693年から始まる対馬藩と朝鮮政府との間で争われた鬱陵島の帰属問題が時系列で記録され、その後に安龍福の事蹟が一段下げて記録されていたことが関係していた。

申景濬はその『春官志』の「鬱陵島争界」を謄写し、抄録した際に、さらに「鬱陵島」と「安龍福事」の二つの項目に分け、安龍福の事蹟を「安龍福事」として独立させていたのである。これは申景濬にとって、于山島を「倭所謂松島」とした安龍福の供述にはそれだけ信を置いていたことを意味しているのである。

李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）では、安龍福の事蹟は鬱陵島を巡る帰属問題の一部として記録されていたが、それを申景濬が「安龍福事」として『疆界誌』に載せたのは、安龍福の事蹟に対して特別な認識があったからである。

しかし安龍福の「松島即芋山島爾不聞芋山亦我境乎」とした供述は、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）にも載せられているが、李孟休はその芋山島を鬱陵島の別称としていたのである。それは韓百謙が、自著の『東国地理志』で鬱陵島と表記すべき所に于山島と表記しているのと同じで、于山島と鬱陵島を同島異名の島と見ていたからである。

だが李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写、抄録した申景濬は、「諸誌図」や安龍福の供述に依拠して、李孟休の按語に異見を持ったのである。申景濬が『疆界誌』の按語に「一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国」と自らの見解を書き込んだのは、「諸誌図」には于山島が描かれ、安龍福も「松島即芋山島」としていたからである。

しかしその申景濬の按語には、致命的な誤謬があった。それは内藤正中氏がそうであったように、申景濬も『三国史記』と『三国遺事』を注意深く読んでいれば、誤ることのない誤謬であった。『三国史記』と『三国遺事』には、于山国の疆域がそれぞれ「地方一百里」、「周回二万六千七百三十歩」と明記されているからである。これは于山国の疆域は、鬱陵島一島であったということである。それを申景濬は、「一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国」として、于山国（鬱陵島）には「倭所謂松島」が含まれているとしたが、その時は当然、『三国史記』と『三国遺事』に記されていた于山国の疆域との関係についても、考慮しておくべきであったということである。

それを「一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国」とした申景濬は、『三国史記』と『三国遺事』では于山国の疆域を明記していた事実について、認識していなかったということである。

鄭東俞は、この申景濬について、博識だが「独善為傳会之說往往自我作古是其短也」（独善、傳会の説を為し、おうおう我より古を作る。これその短なり）と評している（注 15）が、申景濬は李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写して、その按語に「諸図誌を考えるに二島なり。一つは則ち、倭の所謂松島にして、蓋し二島は俱にこれ于山国なり」と、「独善、傳会の説」を記していたのである。

しかし李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）の中で安龍福は、「鬱陵島争界」に関する記録を収めた資料の一部でしかなかった。それは安龍福が「松島即芋山島爾不聞芋山亦我境乎」としていった供述も、李孟休にとっては資料の一部に過ぎなかったということである。

だが「我より古を作る。これその短なり」と評された申景濬は、資料の読み方が違っていたのである。

安龍福の密航事件を契機として、鬱陵島に渡った捜討使等が復命した「鬱陵島図形」では鬱陵島の近くに于山島が描かれることになり、それが「鬱陵島図」等で流布していたからである。申景濬は、それを于山島と鬱陵島の二島が「諸誌図」に描かれているとして、安龍福の「松島即芋山島爾不聞芋山亦我境乎」とした供述に依拠して、「鬱陵島図」等に描かれていた于山島を「倭所謂松島」と曲解したのである。

そのため申景濬は、『春官志』（「鬱陵島争界」）の巻末に安龍福の事蹟が載せられ、その資料の最後が、「倭至今不復指鬱陵為日本地皆龍福之功也」（倭、今に至るまで、また鬱陵を指して日本の地となさざるのは、皆、龍福の功なり）で結ばれていると、それを自ら安龍福の来歴を記した「安龍福事」の結びとしたのである。

李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）に収録された安龍福の事蹟は、「鬱陵島争界」に関連した資料の一つであった。申景濬はその安龍福の事蹟を「安龍福事」として独立させ、『疆界誌』の按語では「一つは則ち、倭の所謂松島にして、蓋し二島は俱にこれ于山国なり」としていたのである。

その申景濬の『疆界誌』が『東国文献備考』（「輿地考」）編纂の際の底本とされ、その分註ではその按語が「鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」と潤色されて、『東国輿地志』からの引用文が、改竄されていたのである。

(5)「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」

その『東国文献備考』（「輿地考」）の分註に対する「改竄説」は、1997 年以来、韓国側の竹島研究によって反証されることはなかったのである。ところが 2005 年、島根県隠岐郡海士町の旧家で「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」が発見されると、韓国側の独島研究ではそれを根拠に、安龍福の供述の正しさが証明された証拠として、それと「改竄説」批判を結び付けて反論することになったのである。

そこには安龍福が持参したとする「朝鮮八道之図」に依拠して、朝鮮八道の「江原道」には「此道ノ中ニ竹嶋松嶋有之」と記されており、申景濬の按語の正しさが立証されたものとしたからである。

『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者も、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」を根拠に、そこに記されている「此道ノ中ニ竹嶋松嶋有之」を根拠に、その松嶋を独島としたのである。

だが「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」に記された松嶋は、それを独島とする根拠にはな

らないのである。それは前回の「竹島問題の総括」でも述べた通り、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」に記録されていた「此道ノ中ニ竹嶋松嶋有之」の松嶋は、独島ではなかったからである。

安龍福が持参した「朝鮮八道之図」は、『新增東国輿地勝覧』の「東覧図」に由来する地図で、その「朝鮮八道之図」に描かれていた于山島は、これも前回の「竹島問題の総括」で明らかにしたように二つ描かれていた鬱陵島の一つだったからである。それに安龍福が供述した于山島は、鬱陵島の東北にあるとされ、鬱陵島の南東にある実際の竹島とは真逆の方角にあったからである。

それが 2005 年、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」が発見されると、韓国側の竹島研究者達は、その「朝鮮八道之図」に記された于山島を独島のこととしたのである。それは独島調査研究会が刊行した『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者も、次のように述べているからである。

安龍福が竹島(鬱陵島)から松嶋(于山島)を經由し、隠岐島と鳥取藩に行き「松島は于山島である」と供述した記録(「元禄九年丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」)のように、安龍福が二次で日本に渡った時期又はそれ以後には既に鬱陵島の子島である「于山島」、固有の名称「于山島」を倭人達が松島と呼ぶ事実は、すでに「公知の事実」と考えられているほど、明白な事実として明らかになっている。従って、「于山則倭所謂松島」は申景濬の見解として、当時、考証を通じて、いろいろな地理志と地図を参考にして明確になった事実と、捜討使等の踏査を通じて知られた新しい事実を反映しているということだ。

『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の発見から、「鬱陵島の子島である「于山島」、固有の名称「于山島」を倭人達が松島と呼ぶ事実は、すでに「公知の事実」と考えられているほど、明白な事実として明らかになっている」と誤解し、日本人が「于山島」を松島と呼ぶ事実は、すでに「公知の事実」と考えられるほど、それは「明白な事実として明らかになっている」としたのである。

その時、『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者が証拠としたのが、申景濬の按語である。それは申景濬が「于山則倭所謂松島」としたのは、申景濬が「考証を通じて、いろいろな地理志と地図を参考にして明確になった事実と、捜討使等の踏査を通じて知られた新しい事実が反映している」からだとしたのである。

だがこの著者は、捜討使が復命した「鬱陵島図形」に描かれていた「所謂于山島」が、鬱陵島東 2 キロほどにある竹嶋だった事実や、申景濬が李孟休の『春官志』(「鬱陵島争界」)を謄写した際に、自らの按語に「于山則倭所謂松島」とし、申景濬が考えたとする「諸図誌」に描かれていた于山島は、松島ではなく竹嶋であった事実についてはこれを無視していたのである。「于山則倭所謂松島」とした申景濬の私見は、「考証を通じて、いろいろな地理志と地図を参考にして明確になった事実」ではないからである。

韓国側の独島研究者達は、安龍福が所持していた「朝鮮八道之図」についても、それがどのような地図であったのか、その文献批判もせずに、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」を恣意的に解釈していただけなのである。

それに『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者が「「于山島」を倭人達が松島と呼ぶ事実は、すでに「公知の事実」と考えられているほど、明白な事実として明らかに」になったとしたの

は、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の中の「此道ノ中ニ竹嶋松嶋有之」が、安龍福の供述だった事実を知らずに、それを日本側が松島を朝鮮領としていた証拠として曲解していただけである。

韓国側の竹島研究では、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」が正確に読めていないのである。「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」は、安龍福等が隠岐に密航した元禄九年（1696年）、安龍福等の供述を在番役人が記録した「覚書」である。それは『肅宗実録』の「肅宗二十二年丙子九月戊寅」条に、越境罪人安龍福の供述調書が収載されていたのと同じだからである。これは安龍福の供述は、日本側が松島を朝鮮領としていたとする証拠にはならない、ということである。それを『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、『于山島』を倭人達が松島と呼ぶ事実、すでに『公知の事実』としたのは、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」を読まずに、他人の論稿に追従していたからである。

そこで前回の「竹島問題の総括」では、安龍福が朝鮮から持参した「朝鮮八道之図」が『新增東国輿地勝覧』に由来する「東覧図」であった事実を明らかにしたのである。「東覧図」の坊刻本の中には、于山島を子山島と表記（注 16）したものがあるからである。それに当時、流布していた「朝鮮地図」の基図は、『新增東国輿地勝覧』の「東覧図」に由来し、そこに描かれていた于山島は、二つ描かれていた鬱陵島の内の一つの鬱陵島で、実在しない島だったのである。それを安龍福は、その「朝鮮八道之図」について、次のように供述していたのである。

一、右安龍福 雷憲 金可果三人江在番人立会之時 朝鮮八道之図ヲ八枚ニシテ所持仕候ヲ出シ申候 則八道ノ名ヲ書写朝鮮ノ詞ヲ書付申候 三人之内安龍福通詞ニテ事ヲ聞申候得ハ答申候

この安龍福の供述でも明らかなように、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の巻末の「朝鮮之八道」は、安龍福が持参した「朝鮮八道之図」を基にして、そこに安龍福、雷憲、金可果三人のうちの一人が八道の名を書写し、朝鮮の詞を書付けたものと明記しているからである。さらに「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」では、その経緯について次のように記録しているのである。

一、安龍福申候ハ竹嶋ヲ竹ノ嶋ト申朝鮮国江原道東萊府ノ内ニ鬱陵島ト申嶋御座候是ヲ竹ノ嶋ト申由申候則八道ノ図ニ記之所持仕候
一、松嶋は右同道之内子山ト申嶋御座候是ヲ松嶋ト申由是モ八道之図ニ記申候

この安龍福の供述によると、竹島は、朝鮮国江原道の東萊府（注 17）にある鬱陵島のことで、松嶋は江原道の子山島、これも八道之図に描かれていると供述していたのである。さらに安龍福は、渡航の目的についても「鳥取伯耆守様江御断之義在之罷越申候」としていた。在番役人たちはそれを「訴訟」と捉えていたのである。

だが安龍福達十一名は、その後、密かに隠岐島を離れて鳥取藩領内に向かい、赤崎に着岸していた。そこで鳥取藩では安龍福等一行をいったん湖山池に留めおき、江戸幕府の命に従って安龍福等を賀露灘から追放したのである。

しかし鳥取藩によって追放され、朝鮮に帰還した安龍福は、朝鮮での取り調べに対して、鳥取

藩の藩主と交渉し、藩主からは「于山島と鬱陵島が朝鮮領となった」と告げられたと虚偽の証言をしたのである。

その安龍福の偽証はそのまま信じられ、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）でも「倭至今不復指鬱陵為日本地皆龍福之功也」と記されているように、安龍福が英雄として後世に伝えられていく契機となったのである。

その安龍福は、「松嶋は右同道之内子山ト申嶋御座候是ヲ松嶋ト申由是モ八道之図ニ記申候」と供述し、松嶋は江原道にある子山島で、それが松島であることは「朝鮮八道之図」にも記されている、と証言したのである。

だがその子山島（于山島）は、安龍福の密航事件を機に鬱陵島に送られた捜討使が復命した「鬱陵島図形」では、鬱陵島の東側にある竹嶼のことにされ、以後、朝鮮ではその地理的認識が踏襲されていくのである。

安龍福は「朝鮮八道之図」に描かれていた子山島を松島としたが、その「朝鮮八道之図」に描かれていた子山島（于山島）は、既に明らかにしたように、実在しない于山島だったのである。それを安龍福は、その実在しない子山島（于山島）を「是ヲ松嶋ト申由是モ八道之図ニ記申候」として松島のこととし、その安龍福の供述が「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」の巻末に記録されていたのである。

だが実在しない島だった于山島は、朴錫昌の「鬱陵島図形」によって現在の竹嶼に「所謂于山島」と付記されたことから、于山島は実在する島として認識されることになったのである。その後も鬱陵島傍近の竹嶼は、「朝鮮地図」や「鬱陵島図」では、于山島として描かれ続けることになるのである。朴錫昌の『鬱陵島図形』（1711年）以後の「朝鮮地図」と「鬱陵島図」には、確かに鬱陵島と于山島（竹嶼）の二島が描かれていたのである。

そこで申景濬は、その于山島（竹嶼）を「考諸図誌二島也。一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也」として、「倭所謂松島」としたのである。これは安龍福が「松島即芋山島爾不聞芋山亦我境乎」と供述していたことから、それに従って、申景濬は『新增東国輿地勝覧』や『東国輿地志』等の段階では実在しなかった于山島を松島としていた、ということなのである。

だがその『新增東国輿地勝覧』に記された于山島については、申景濬とは同時代の『輿地圖書』では、その『新增東国輿地勝覧』に依拠しながら、『新增東国輿地勝覧』の本文で「于山島 鬱陵島」と記載されていた于山島を本文からは削除し、「鬱陵島」だけを単独に表記していたのである。

その時、申景濬だけが「于山則倭所謂松島」としたのは、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を謄写し、抄録する過程で安龍福の供述に盲従し、その私見を自著の『疆界誌』に「按輿地志云一説于山鬱陵本一島而考諸図誌二島也一則倭所謂松島而蓋二島俱是于山国也」と按語に書き記していたからである。

その申景濬の按語が、『東国文献備考』の「輿地考」が編輯される過程で分註とされ、それとともに『東国輿地志』からの引用文が改竄されていたのである。

この事実は、既に1997年、韓国の『韓国論壇』誌上で明らかにしたが、拙稿の改竄説に対する有効な反論は、今日に至るまでなされていないのである。

最後に

今回の「最終報告書」では、独島調査研究会が刊行した『日本外務省の竹島問題の概容批判』

を紹介する中で、その実態を明らかにしたのである。同著では内藤正中氏、朴炳涉氏、柳美林氏等の下條批判に依拠して、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註が改竄されていたとする拙稿を論難したつもりでいたのである。

だが拙稿の「改竄説」を「改竄」ではなく「改撰」だとし柳美林氏、「下條が喧伝するような史書の「捏造」や「改竄」などなかったのである」とした朴炳涉氏。いずれも申景濬が『疆界誌』に記した白文の按語も読めていない状況で、『改竄』ではなく『改撰』だとし、『捏造』や『改竄』などなかった」と反論していたのである。

その朴炳涉氏や柳美林氏の下條批判に依拠した『日本外務省の竹島問題の概容批判』の著者は、『竹島問題を理解するための10のポイント』で取り上げられた拙稿の「改竄説」に対して、次のように「人為的意図による日本の5つの争点の主張」として批判したのである。

- (1) 于山島は日本がいう松島ではない。
- (2) 于山島と鬱陵島は同一の島である。
- (3) 東国文献備考等の記述は、輿地志から直接正しい方法で引用されたものではない。
- (4) 直接、引用されたものではないと批判する研究がある。
- (5) 東国文献備考等の記述が安龍福の信憑性のない供述を無批判的に取り入れた疆界考を根拠にしている。

だがこれは、『竹島問題を理解するための10のポイント』の「ポイント2」の「③」をまとめてただけで、それが何故、「人為的意図」となるのかその意図が分からないのである。それは著者が拙稿を読まずに、『竹島問題を理解するための10のポイント』の「ポイント2」の「③」だけを問題にしていたからである。現に『日本外務省の竹島問題の概要批判』の著者は次のように述べて、批判しているからである。

結論的に、日本の5つの主張は、論争のための論理主張だけで、時代の新しい変化が反映した実証資料を少しも考慮していない主張というだけでなく、実証資料に対する十分な検討をしていない人為的な我田引水的な主張である（注18）。

ここで同著の著者は、「日本の5つの主張は、論争のための論理主張」とし、「時代の新しい変化が反映した実証資料を少しも考慮していない主張」と断じたのは、2005年に島根県隠岐郡海士町の旧家で発見された「元禄九丙子年朝鮮鮮舟着岸一卷之覚書」のことを指しているのであろう。

だがその「覚書」については、既に述べた通りである。その「覚書」が日本で発見されたことから、韓国側の竹島研究では日本側の見解が示されたものとしているが、そこに記録されているのは、隠岐島に密航してきた安龍福等の供述である。その「覚書」を根拠に、韓国側の研究者達が日本では于山島を松島とし、朝鮮の江原道に属すとしていたと曲解したのは、「実証資料に対する十分な検討をしていない、人為的な我田引水的な主張」だったのである。

それに『日本外務省の竹島問題の概要批判』の著者が、「人為的意図による日本の5つの争点の主張」とするのは、「日本の5つの主張」というよりも、1997年から『新增東国輿地勝覧』（「輿地考」）の分註は改竄されていたとする拙稿の骨子である。

2008年、外務省が小冊子『竹島問題を理解するための10のポイント』を刊行し、その中の「ポ

イント 2」の「③」で拙稿を紹介したことから、島根大学名誉教授の故内藤正中氏、朴炳渉氏、柳美林氏が下條批判の論稿を発表した。だがその下條批判は、申景濬の按語も正確に読めておらず、その申景濬の按語が、李孟休の『春官志』を謄写する過程で書かれていた事実についての反証もできていなかった。内藤正中氏、朴炳渉氏、柳美林氏の下條批判は、反論のための反論だったのである。それは独島を韓国領とする韓国側の竹島研究者にとって、『東国文献備考』（『輿地考』）の分註が改竄されていたとする拙稿は、極めて不都合な存在だったからである。

今回、2010 年に独島調査研究会が「大韓民国領土研究叢書 V」として刊行した『日本外務省の竹島問題の概容批判』を問題としたのは、事実無根の主張を繰り返した内藤正中氏、朴炳渉氏、柳美林氏の下條批判を根拠に、外務省の、小冊子『竹島問題を理解するための 10 のポイント』の中の「ポイント 2」の「③」を論難していたからである。

『日本外務省の竹島問題の概容批判』では、その誤謬の上にさらに誤謬を重ねていたのである。

【訂正とお詫び】

なお、本稿の掲載にあたり、先の第五期『竹島問題に関する調査研究』中間報告書の 19 頁で、「戦後、1948 年に申奭鎬氏が『史海』の創刊号で「独島所属に対した」を発表して以来、『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）の「見える」を鬱陵島から独島が「見える」と解釈し、地志が「規式」に従って編纂されていた朝鮮史研究の伝統を忘れて、今日に至っているのである」とした部分を、次のように訂正します。

「戦後、1960 年に申奭鎬氏が『思想界』で「独島の来歴」と題して論稿を発表して以来、『世宗実録地理志』（「蔚珍県条」）の「見える」を鬱陵島から独島が「見える」と解釈し、地志が「規式」に従って編纂されていた朝鮮史研究の伝統を忘れて、今日に至っているのである」

注 1、 拙稿「竹島が韓国領という根拠が歪曲されていた」（『韓国論壇』1996 年 5 月号所収）、「根拠を置いて実証せよ」（『韓国論壇』1996 年 8 月号所収）、「竹島問題の問題点」（『韓国論壇』1998 年 8 月号所収）。なお金柄烈氏は拙稿を『独島か竹島か』（1997 年、ダダメディア刊）と『独島論争』（2001 年、ダダメディア刊）に転載。

注 2、 朴炳渉「下條正男の論説を分析する」（『独島研究』3 号、2008 年 6 月）、同「下條正男の論説を分析する（2）」（『独島研究』7 号、2009 年 12 月）。柳美林「韓国文献の鬱陵・于山記述に関する考察」（『東洋政治思想史』8 巻 1 号、韓国・東洋政治思想史学会、2009 年 3 月）「鬱陵・于山、記述と「申景濬改竄、説の虚構」（『我が史料の中の独島と鬱陵島』知識産業社、2013 年 11 月）

注 3、 朴炳渉「下條正男の論説を分析する」『独島研究』3 号所収、73 頁

注 4、 内藤正中・朴炳渉著『竹島=独島論争-歴史資料から考える-』（新幹社・2007 年 3 月刊）、なお新幹社は 2008 年 10 月、内藤正中氏の『竹島=独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』を刊行。

注 5、 柳美林「韓国文献の鬱陵・于山記述に関する考察」（『東洋政治思想史』8 巻 1 号、韓国・東洋政治思想史学会、2009 年 3 月）、同論稿は『我が史料の中の独島と鬱陵島』（知識産業社、2013 年 11 月）に「鬱陵・于山、記述と「申景濬改竄、説の虚構」として再録

注 6、 朴炳渉氏は、『新增東国輿地勝覧』を写した『東国輿地志』では「于山島鬱陵島」の二島説が記されていると反論したが、本稿で問題にしているのは、『疆域誌』の按語に引用された「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」である。朴炳渉氏のいう『新增東国輿地勝覧』の「于山島鬱陵島」の二島説は、拙稿の「改竄説」とは全く関係がないのである。

注7、『英祖実録』(巻一百十四)「英祖 46 年正月乙未条」では司直の金応淳が「我東文献以訛伝訛、今不可徴」と上疏したが、「(英祖は) 毎にその速成を督するも、記載するところ疎略にして、観るべきものなし。故に応淳疏してここに及ぶ」。英祖「疏入不報」としている。

注8、この『承政院日記』の「英祖四十六年閏五月二日条」に記された「景濬、草創シテ、啓禧、潤色ス」を解釈した拙稿に対して、朴炳渉氏は「下條正男の論説を分析する(2)」(99 頁~100 頁)で池内敏氏の下條批判を引用して次のように反論した。だがここでも池内敏氏の文献解釈の誤りを踏襲していた。長文の引用となるが朴炳渉氏が依拠した池内敏氏の下條批判を次に記し、その後に朴炳渉氏と池内敏氏の下條批判が如何に文献を恣意的に解釈していたのかを明らかにする。最初は池内敏氏の下條批判からの朴炳渉氏の引用文である。

「池内敏によれば、下條の指摘は「ひとつには偏見にもとづく資料の誤認」とされる。それを具体的に見るため、まず『承政院日記』の該当部分を掲げる。

上問啓禧曰、卿與申景濬 相議校正云、果何如 啓禧曰 景濬所見甚博而或有越超者與臣断定矣 致仁曰 景濬草創 啓禧潤色矣

下條が引用した『承政院日記』には「景濬の見る所は甚だ博」と書かれ、申景濬はむしろ称赞されたのである。それに続く文章を池内はこう解釈した。

「越超(ししよ)とは「前に出ようとしながら進みかねて、もじもじしている」様子のことを指す。洪啓禧によれば、申景濬は知識が豊かであるにもかかわらず、(あるいはあるがゆえに) 記事を如何に書くかについての決断に迷うことがおこった。それを洪景濬(洪啓禧の誤り、下條注)が後押しする格好で、ひとつの記述に断定していったのだ、という。それを聞いて金致仁が「草創、而啓禧潤色矣」と感想を述べたのである。「潤色」なる言葉には「話をそのままではなく、事実を誇張したり、ある意図に従って作りかえたりすること」という意味とともに「補うこと、指導すること、また加筆すること」という別の意味がある(いずれも『日本国語大辞典』第二版)、右資料にある「潤色」とは後者の意味で解するのが素直であろう」

池内は、文脈上「潤色」とは「補うこと、指導すること、また加筆すること」とするのが妥当であると判断したうえで、下條は洪啓禧をよく知らないために事実を矮小化する誤りを犯したと次のように主張した。

「(下條が、筆者注) 引用した文章は、ひとつには偏見にもとづく史料の誤読によって事実が矮小化されたことによっている。またいまひとつには「洪啓禧なる人物」なる書き方からも分かるように、この文章の筆者が洪啓禧なる人をよく知らなかったことによっている。幅広い見地から当該期を眺める視点を持たなければ、こうした誤りを犯すことになるのであろう」

ここでも下條は資料の一部分「致仁曰 景濬草創 啓禧潤色矣」だけを取りあげ、それに続く「景濬所見甚博而或有越超者與臣断定矣」を無視し、金致仁の意図とは逆に申景濬や洪啓禧、ひいては『東国文献備考』の信頼性を損なうような記述をおこなった。これも資料の恣意的な引用

であろう。

下條批判をした朴炳渉氏と池内敏氏は、拙稿では何故、「景濬草創 啓禧潤色」だけを引用していたのか、その理由が理解できていなかったのであろう。この『承政院日記』の「英祖四十六年閏五月二日条」は、英祖 46 年正月乙未、英祖の命によって『東国文献備考』の編纂事業が始まることになり、その過程で当日、集慶堂に集まった編輯郎序その他の官人の前で、英祖が『東国文献備考』編纂の進捗状況を尋ねた記録である。その中で、英祖は洪啓禧に「輿地考」の編輯状況について、「卿與申景濬 相議校正云、果何如」として、洪啓禧に申景濬とはともに校正しているというが、果たしてどのような状況かと尋ねたのである。それに対して、洪啓禧が「景濬は甚だ博識だが、なかなか進まず、私とともに断じている」と答えると、領議政の金致仁がそれを「景濬草創シテ、啓禧潤色ス」としたのである。

『東国文献備考』の編纂期間は 5 ヶ月ほどと短く、『英祖実録』の「英祖四十六年閏五月辛酉条」では、「上、以備考之成。基於申景濬疆域志特 命加資」としているが、それは集慶堂で英祖が官人等に『東国文献備考』編纂の進捗状況を尋ねた 15 日後のことである。

『東国文献備考』の「輿地考」は、李孟休の『春官志』（鬱陵島争界）を謄写し、抄録した申景濬の『疆界誌』（「疆域志」）を底本としていたのである。それ故、『承政院日記』の「英祖四十六年閏五月二日条」でも、「上問啓禧曰、卿與申景濬 相議校正云、果何如」と、英祖は洪啓禧に「相議校正云」と校正の状況を尋ねていたのである。その経緯を示しているのが「景濬草創シテ、啓禧潤色ス」であり、「校正云」なのである。

池内敏氏は、「（下條が、筆者注）引用した文章は、ひとつには偏見にもとづく史料の誤読によって事実が矮小化されたことによっている」として下條批判をしたが、それは池内氏自身のことなのである。朴炳渉氏に至っては言語道断である。

注 9、金柄烈氏は拙稿を『独島か竹島か』（ダダメディア、1997 年）と『独島論争』（ダダメディア、2001 年）に転載。

注 10、韓国外交部の『韓国の美しい島独島』（日本語版、韓国語版いずれも 6 頁）では、次のように記している。「独島に関する記録は、『新增東国輿地勝覧』（1531 年）、『東国文献備考』（1770 年）、『萬機要覧』（1808 年）、『増補文献備考』（1908 年）など他の官撰文献でも一貫して書き継がれています。特に、『東国文献備考』「輿地考」（1770 年）などには、「鬱陵（鬱陵島）と于山（独島）はみな于山国の地であり、于山（独島）は日本の所謂松島なり」と記述されており、于山島が独島であり、韓国領であることをより明確にしています」。だが前回の「竹島問題の総括」でも明らかにしたように、『新增東国輿地勝覧』の于山島はもう一つの鬱陵島のことであり、『萬機要覧』、『増補文献備考』の于山島は改竄されていた『東国文献備考』の「輿地考」を複写したものである。従って、それらは「于山島が独島であり、韓国領であることをより明確にしています」とする根拠にはならないのである。

注 11、朴炳渉氏は、「下條は（1）『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視」した。下條は、（2）『東国輿地志』に書かれていた「于山島鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視」した」としているが、朴炳渉氏が（1）『春官志』の「松島は即ち芋山島である」と言う記述を無視」した」としているのは、『春官志』に引用された安龍福の供述である。（2）『東国輿地志』に書かれていた「于山島鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視」した」としている文言は、柳馨遠が『東国輿地志』を編述した際に、『新增東国輿地勝覧』を底本とした

ため、その『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県」条が引用されていただけである。朴炳渉氏は文献が読めずに「改竄説」とは全く関係のない争点を作り出し、批判のための批判をしていたのである。

注12、朴炳渉「下條正男の論説を分析する(2)」(『独島研究』7号、2009年2月)、96頁。

注13、炳渉氏は、「下條正男の論説を分析する」(『独島研究』3号)の中で、「次に判明したことは、下條は資料を恣意的に取捨選択していることである。かれは決して日本の領有権主張に不利になるような資料をとりあげず、韓国に不利になるような資料を重点的にとりあげている。たとえば「鬱陵島事蹟」と「鬱陵島図形」などがその典型で、後者を取りあげても前者は決して取りあげないのである」(97頁)。

だがこの張漢相の「鬱陵島事蹟」は、前回の「竹島問題の総括」でも取り上げているように、朴錫昌の『鬱陵島図形』に描かれていた「所謂于山島」を、鬱陵島旁近の竹嶼に比定する際の論拠に使えるのである。朴炳渉氏は、「日本の領有権主張に不利になるような資料をとりあげず、韓国に不利になるような資料を重点的にとりあげている」としているが、それは文献批判もせず資料を自己流に解釈しているからである。

張漢相の「鬱陵島事蹟」では独島を目撃した記述があることから、それを「日本の領有権主張に不利になるような資料」と思い込んでいるが、独島(竹島)の認知という点では、斎藤豊仙の『隠州視聴合紀』の方が早い。それに『肅宗実録』の「肅宗二十年甲戌八月己酉条」によると、「時、漢相所図上山川道里、輿地勝覧所載多舛。故或疑漢相所至非真鬱陵島也」として、張漢相が提出した地図に描かれた山川道里は新增東国輿地勝覧に記載していた内容にも悖り、漢相の行った所は真の鬱陵島ではなかったと疑われていた。

また『隠州視聴合紀』の「国代記」の「此州」の読み方と関連して、朴炳渉氏は池内敏氏に従って隠岐と解釈している。だが池内敏氏は「国代記」の「此州」が、隠岐島を起点として鬱陵島を「日本の乾(北西)の地、此の州を以って限りとなす」としている事実を否認するため、同じ『隠州視聴合紀』の「元谷村」条に「隠州戌亥之極地」とあると、それを根拠として、「日本の乾(北西)の地、此の州を以って限りとなす」を隠岐島としたのである。『隠州視聴合紀』の「国代記」の「此州」は隠岐島を起点としていた。だが『隠州視聴合紀』の「元谷村」条の「隠州戌亥之極地」は、日本本土から見て「隠州」を戌亥(乾・北西)の極地としていたのである。この『隠州視聴合紀』の「元谷村」条の「隠州戌亥之極地」が日本本土を起点とし、「国代記」が隠岐島を起点としていた事実から見ても、池内敏氏の下條批判は何ら根拠のない主張だったのである。池内氏は虚偽の論拠を捏造し、朴炳渉氏はそれに無批判に従っていたのである。

それに長久保赤水は、『隠州視聴合紀』の「国代記」の「此州」に対して、これを鬱陵島のことと解釈している。池内敏氏と朴炳渉氏は、文献を曲解していたのである。

注14、朴錫昌の『鬱陵島図形』系統の「鬱陵島図」には、「所謂于山島」と表記された竹嶼と五つの小島、それに朴錫昌が設置した「刻石立標」、「刻板立標」が描かれている。また「鬱陵島周回二百餘里東西八十餘里南北五十餘里」とした付記があれば、それは『鬱陵島図形』に由来している。

注15、鄭東愈『晝永編』(ソウル大学校古典刊行会編「ソウル大学校古典叢書」329頁)

注16、例えば、嶺南大学校博物館編『韓国の昔の地図』(「図版編」)所収、「25. 江原道(地図)」、「木版本、18世紀中葉、28.8×35, 5cm」、29頁。

注17、安龍福は、「竹嶋ヲ竹ノ嶋ト申朝鮮国江原道東萊府ノ内ニ鬱陵島ト申嶋御座候是ヲ竹ノ嶋ト申由申候則八道ノ図ニ記之所持仕候」と供述したが、『新增東国輿地勝覧』によると鬱陵島は江原道の蔚

珍県が管轄し、東萊府は慶尙道にある。

注 18、独島調査研究学会編『日本外務省の竹島問題の概容批判』（本と人々刊、2010 年 5 月）、69 頁